

# 令和6年度 都道府県単位保険料率について

令和5年度第3回全国健康保険協会沖縄支部評議会  
(令和6年1月12日)

- 1.令和6年度 平均保険料率**
- 2.令和6年度 沖縄支部保険料率**
- 3.令和6年度 介護保険料率**

# 1.令和6年度 平均保険料率について

## 論点

- ①令和6年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について
- ②令和6年度保険料率の変更時期について、令和6年4月納付分(3月分)からでよいか。

## ①令和6年度 平均保険料率 ②保険料率の変更時期

<これまでの議論の経緯>

- 令和6年度の保険料率については、令和5年9月20日開催の運営委員会において、①医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が解消していないこと、②被保険者数の伸びの鈍化、経済先行きの不透明さ等により、保険料の増加が今後も続くとは限らないこと、③足元の医療費の伸びが高水準であるほか、今後も後期高齢者支援金の増加が見込まれること等を事務局より説明し、議論が進められた。  
また、令和5年12月4日開催の運営委員会では、理事長の北川より「前任の安藤理事長の方針を引き継いで、できる限り長く、現在の平均保険料率10%を超えないようにしていきたいと考えており、協会けんぽの財政については、中長期で考えていくことを基本スタンスとして取り組んでまいりたい。」との考えを示した。
- 令和5年12月20日開催の運営委員会では、委員長より「令和6年度平均保険料率について、前々回(9月20日開催)及び前回(12月4日開催)を含め、各委員からご意見をいただき、運営委員会全体としては、10%維持の意見であったとまとめられる。また、保険料率の変更時期については、事務局の提案に対して、特段の意見はなかった。」と取りまとめられた。
- 令和5年10月に開催した支部評議会においても、令和6年度平均保険料率について議論いただいた。当該議論を踏まえ、全支部より令和6年度平均保険料率に関する意見の提出があり、そのうち、「平均保険料率10%維持」の意見が40支部、「引き下げるべき」との意見が1支部、「平均保険料率10%維持の意見と引き下げるべき」との意見の両方の意見(両論併記)が6支部であった。

## 運営委員会における議論等を踏まえた 協会としての対応

- ① 平均保険料率について  
令和6年度の平均保険料率については、**10%を維持**する。
- ② 保険料率の変更時期について  
**令和6年4月納付分(3月分)から**とする。

## 2. 令和6年度 沖縄支部保険料率について

### 令和6年度 沖縄支部保険料率

$$\begin{array}{rclclclclcl}
 \text{令和6年度} & & & & & & & & & & \\
 \text{都道府県単位} & = & \text{第1号都道府県} & + & \text{第2号都道府県} & + & \text{第3号都道府県} & - & \text{収入等見込額} & & \\
 \text{保険料率} & & \text{単位保険料率} & & \text{単位保険料率} & & \text{単位保険料率} & & \text{相当率} & & \\
 \\
 \mathbf{9.52\%} & = & 5.18\% & + & 3.95\% & + & 0.68\% & - & 0.29\% & & 
 \end{array}$$

※端数処理の関係上、内訳と一致しない場合があります。

第1号都道府県  
単位保険料率

( 支部第1号経費 + 年齢調整額 + 所得調整額 ) / 支部総報酬額

※ 第1号経費 = 医療給付費 (国庫補助を除く)

第2号都道府県  
単位保険料率

①インセンティブ分以外 (3.94%) + ②インセンティブ分 (加算) (0.01%)

① 全国計の第2号経費 (現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等) × 総報酬按分率 / 支部総報酬額 ※全国一律

② インセンティブ制度による支部の加算額 / 支部総報酬額

※インセンティブ制度の財源として各支部 0.01% を負担 (拠出)

第3号都道府県  
単位保険料率

①令和4年度精算分以外 (0.68%) + ②令和4年度精算分 (収支差プラスのため0)

① 全国計の第3号経費 (協会業務経費等) の合計額 × 総報酬按分率 / 支部総報酬額 ※全国一律

② 令和4年度支部収支差額 (マイナスの場合の絶対値) / 支部総報酬額 ※支部収支差額が0以上の場合は0

収入等見込額  
相当率

①令和4年度精算分及びインセンティブ以外 (0.02%) + ②令和4年度精算分 (0.27%) + ③インセンティブ分 (減算) (0.00%)

① 全国計の「その他収入」の合計額 × 総報酬按分率 / 支部総報酬額 ※全国一律

② 令和4年度支部収支差額 (プラスの場合の額) / 支部総報酬額 ※支部収支差額がマイナスの場合は0

③ インセンティブ制度による支部の減算額 / 支部総報酬額

## 都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データ

項目	単位	沖縄/全国	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度(見込み)
加入者数	(百人)	沖縄	6,131	6,030	5,927	5,951	5,741
		(前年度比伸び率)	1.1%	-1.7%	-1.7%	0.4%	-3.5%
		全国	413,450	410,070	403,290	403,511	393,740
		(前年度比伸び率)	0.7%	-0.8%	-1.7%	0.1%	-2.4%
医療給付費	(百万円)	沖縄	73,698	73,263	74,355	75,141	76,184
		(前年度比伸び率)	6.0%	-0.6%	1.5%	1.1%	1.4%
		全国	5,236,260	5,219,755	5,251,390	5,335,168	5,534,877
		(前年度比伸び率)	4.7%	-0.3%	0.6%	1.6%	3.7%
加入者一人当たり医療給付費	(円)	沖縄	120,206	121,503	125,451	126,266	132,702
		(前年度比伸び率)	4.6%	1.1%	3.1%	0.6%	4.9%
		全国	126,648	127,289	130,214	132,219	140,572
		(前年度比伸び率)	4.0%	0.5%	2.3%	1.5%	6.3%
総報酬額	(百万円)	沖縄	1,121,963	1,116,244	1,127,250	1,132,470	1,156,362
		(前年度比伸び率)	4.1%	-0.5%	1.0%	0.5%	2.1%
		全国	99,374,307	98,584,466	99,357,853	99,488,994	102,508,874
		(前年度比伸び率)	2.9%	-0.8%	0.8%	0.1%	3.0%
総報酬按分率(沖縄/全国)	-	沖縄	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011
前々年度の支部収支差(精算分)	(百万円)	沖縄	-424	-96	-729	403	3,122
			(H30年度精算分)	(R1年度精算分)	(R2年度精算分)	(R3年度精算分)	(R4年度精算分)

※加入者数、医療給付費(加入者一人当たり医療給付費)、総報酬額は、各年度の保険料率算定時における見込み

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
健康保険料率	沖縄	9.97%	9.95%	10.09%	9.89%	9.52%
	(前年度との差)	0.02%	-0.02%	0.14%	-0.20%	-0.37%
	全国	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%

※R6年度は見込み

### 3.令和6年度 介護保険料率について

#### 令和6年度 介護保険料率

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除いたものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和6年度は、令和5年度末に見込まれる剰余分（508億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう**1.60%（4月納付分から変更）**とする。

（参考）

健康保険法第160条第16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.82%から令和6年4月以降に1.60%へ引き下げた場合の令和6年度の保険料負担の影響（被保険者1人当たり、労使折半前）

〔年額〕 10,151円（83,975円 → 73,824円）の負担減  
〔月額〕 748円（6,188円 → 5,440円）の負担減

（注1）標準報酬月額を340,000円、賞与月額を年1.571月とした場合の負担を算出したものである。

（注2）「年額」は令和6年度の標準報酬月額（12か月分）と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額（1か月分）によって算定したものである。

## 令和6年度の保険料率（健康保険・介護保険）

協会けんぽ沖縄支部の**令和6年3月分(4月納付分)**からの健康保険料率および介護保険料率が以下のとおり改定されますのでお知らせします。

※任意継続被保険者の方の保険料率は令和6年4月分(4月納付分)から適用されます。

### 健康保険料率(沖縄支部)



### 介護保険料率(全国一律)



※40～64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料に介護保険料が加わります。

「インセンティブ制度」の導入により、皆さまお一人おひとりの健康づくりに関する取り組みの実績が健康保険料率に反映されます。

協会けんぽも皆さまの取り組みを全力でサポートします。ご自身の健康のため、また保険料率の低減を目指して、共に取り組んでいきましょう。

## 沖縄支部の保険料額比較表 【令和5年度 - 令和6年度】

※令和6年度保険料率（額）はすべて見込み

項 目	令和5年度	令和6年度	料率差
健康保険料	9.89%	9.52%	-0.37%
※介護保険料	1.82%	1.60%	-0.22%
健康保険料 + 介護保険料（40～64歳対象）	11.71%	11.12%	-0.59%

※介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

標準報酬月額※	項 目	1か月あたり保険料額		1か月あたり差額（R5-6年度）	
		令和5年度	令和6年度	全額（労使合計）	折半額
260,000	健康保険料	25,714	24,752	▲ 962	▲ 481
	介護保険料	4,732	4,160	▲ 572	▲ 286
	健康保険料 + 介護保険料	30,446	28,912	▲ 1,534	▲ 767

※沖縄支部平均標準報酬は、協会けんぽ月報（令和5年9月分）に基づき算出している。

### ○年間保険料額の比較

※年額（報酬） = 標準報酬月額×12月 + 賞与（標準報酬月額×1.93月）で試算

単位：円

年額（報酬）※	項 目	年間保険料額		年間差額（R5-6年度）	
		令和5年度	令和6年度	全額（労使合計）	折半額
3,621,800	健康保険料	358,196	344,795	▲ 13,401	▲ 6,700
	介護保険料	65,917	57,949	▲ 7,968	▲ 3,984
	健康保険料 + 介護保険料	424,113	402,744	▲ 21,369	▲ 10,684

※年間保険料額はあくまで目安です。実際の賞与額によって年間保険料額は異なります。

#### 【参考】

	年間差額 (全額)		被保険者数 (R5/9月)		
沖縄支部健康保険料年間差額 (前年度との比較)	▲ 13,401 (円)	×	332,519 (人)	=	▲ 4,455,974,063 (円)



令和6年度都道府県単位保険料率の  
令和5年度からの変化  
(暫定版)

※一部の基礎データが未確定であり、暫定版である。

令和5年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.28	+420	1
+0.27	+405	1
+0.24	+360	1
+0.16	+240	2
+0.13	+195	1
+0.11	+165	1
+0.10	+150	2
+0.09	+135	1
+0.08	+120	1
+0.06	+90	3
+0.05	+75	4
+0.04	+60	1
+0.03	+45	1
+0.02	+30	2
+0.01	+15	2
0.00	0	1

24

令和5年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
▲0.01	▲15	2
▲0.02	▲30	2
▲0.04	▲60	3
▲0.05	▲75	1
▲0.06	▲90	1
▲0.07	▲105	1
▲0.08	▲120	1
▲0.09	▲135	1
▲0.10	▲150	1
▲0.13	▲195	1
▲0.14	▲210	3
▲0.17	▲255	1
▲0.21	▲315	1
▲0.30	▲450	1
▲0.34	▲510	1
▲0.37	▲555	1

22

注1. 「+」は令和6年度保険料率が令和5年度よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。

2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）の増減である。

沖縄支部：  
令和5年度からの変化の大きさは  
全国1

令和6年度都道府県単位保険料率における  
保険料率別の支部数  
(暫定版)

※一部の基礎データが未確定であり、暫定版である。

保険料率 (%)	支部数
10.42	1
10.35	1
10.34	1
10.33	1
10.30	1
10.25	1
10.22	1
10.21	1
10.20	1
10.19	1
10.18	1
10.17	1
10.13	2
10.07	1
10.03	1
10.02	3
10.01	1
10.00	1

10.00%より  
も高い支部の  
数

20

保険料率 (%)	支部数
9.98	1
9.95	1
9.94	3
9.92	1
9.91	1
9.89	2
9.85	3
9.84	1
9.81	1
9.79	1
9.78	1
9.77	1
9.68	1
9.66	1
9.63	1
9.62	1
9.59	1
9.55	1
9.52	1
9.49	1
9.35	1

10.00%より  
も低い支部の  
数

26

沖縄支部は  
全国で3番目に  
低い料率

# 令和6年度都道府県単位保険料率及び事業計画・予算の決定に向けたスケジュール

(現時点での見込み)

	1月	2月	3月
	1/29	(2/29) (予備日)	3/21
運営委員会	<p><b>【主な議題】</b></p> <p>○ 定款変更&lt;付議&gt; (令和6年度都道府県単位保険料率等の決定)</p>		<p><b>【主な議題】</b></p> <p>○ 令和6年度事業計画・予算&lt;付議&gt;</p>
支部評議会	<p>支部長意見の申出</p> <p>・令和6年度都道府県単位保険料率</p> <p>・令和6年度支部事業計画(案)</p> <p>・令和6年度支部保険者機能強化予算(案)</p>	<p>本部・支部間で調整</p>	<p>・令和6年度支部事業計画(案)</p> <p>・令和6年度支部保険者機能強化予算(案)</p> <p>※3月に評議会を開催しない支部は、適宜評議員へ報告すること。</p>
その他		<p>更なる保健事業広報等</p> <p>保険料率の広報等</p>	
(備考) 国		<p>保険料率の認可等</p>	<p>事業計画、予算の認可等</p>

◆ 令和5年12月末時点で想定されるものであり、変更があり得る。